



**道の駅みやま公園**

**事業継続計画（BCP）**

令和5年4月

玉野市  
道の駅みやま公園

# 目次

第 1 章 道の駅 BCP とは.....	1
1.1 道の駅 BCP の必要性.....	1
1.2 道の駅みやま公園について.....	2
第 2 章 道の駅みやま公園 BCP 策定.....	4
2.1 基本方針の設定.....	4
2.2 運用体制.....	7
2.3 危機事象・被害状況の想定.....	9
2.4 重要業務の抽出.....	20
2.5 必要資源の現状把握.....	22
第 3 章 重要業務の行動計画.....	29
3.1 重要業務の行動計画の目的.....	29
3.2 重要業務の開始目標時間.....	30
3.3 重要業務の行動計画.....	32
第 4 章 持続的な改善に向けた取組み方法.....	48
4.1 定期訓練.....	48
4.2 BCP の定期的な見直し.....	49

# 第1章 道の駅 BCP とは

## 1.1 道の駅 BCP の必要性

地域防災計画に位置付けられた（災害対策基本法第 42 条の規定に基づく）道の駅は、災害発生時に自治体の防災拠点として機能（道路利用者及び地域住民の一時避難場所や輸送拠点等）を発揮することが求められる。

また、食料品のほか地域物産等の販売を通じて、地域経済や雇用維持に貢献できる道の駅は、地域社会の生活拠点としての機能を担っているため、災害の発生によって事業継続に支障が生じた場合でも、早期に事業を再開することが求められる。

災害が起きた際、道の駅が①防災拠点機能を適切に発揮しつつ②生活拠点機能の早期再開を目指すためには、発災時に道の駅が優先して実施すべき重要な業務（以下「重要業務」とする）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ準備を整えておくことが重要である。

その準備として、道の駅 BCP<sup>①</sup>（業務継続計画）がある。

<sup>①</sup> BCP：Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。（出典：中小企業庁 HP）

## 1.2 道の駅みやま公園について

### 1.2.1 道の駅みやま公園の位置

玉野市のほぼ中央部に位置し、国道 30 号沿いに立地している。岡山市の中心部まで約 20km（岡山駅、自動車で 50 分程度）、宇野港<sup>②</sup>まで 6km（自動車で 15 分程度）であり、被災時にはこれらの拠点の中継基地となることが考えられる。



地理院地図を使用し作成

図 1-1 道の駅みやま公園位置

<sup>②</sup> 宇野港：重要港湾（港湾法）、特定港（港則法）に指定されている。また、岡山県の防災拠点港に位置づけられている。

## 1.2.2 道の駅みやま公園 BCP の対象エリア

道の駅みやま公園の区域は、道の駅みやま公園をはじめとして深山公園のセンターハウスなども含んでおり、これらの区域をBCPの対象エリアとする。

区域内において、道の駅施設や施設に隣接する駐車場などは「有限会社みどりの館みやま」が管理を行い、センターハウス施設および施設に隣接する駐車場などは「玉野市公園緑化協会」が管理を行っている。



地理院地図の航空写真を使用し作成

図 1-2 道の駅みやま公園 BCP 対象エリア

## 第2章 道の駅みやま公園 BCP 策定

### 2.1 基本方針の設定

#### 2.1.1 基本的な考え方

BCP 策定における前提として、道の駅みやま公園が、①被災しており稼働不可能な場合、②被災しているが稼働可能な場合、③被災していない場合 に分けられる。

①・②：被災している場合 では、道の駅の安全確認と確保を優先とする。

③：被災していない場合 では、早急に地域の防災拠点機能及び広域支援拠点機能の対応を可能にするよう整える。

その後、応急対策活動を行いながら岡山県の生活拠点機能の早期再開に向けて活動を行う。

災害時の拠点機能としては、道の駅周辺地域、岡山県、四国（瀬戸中央道や海路を使用）を対象とする

#### 2.1.2 基本方針

##### (1) 関連計画における道の駅みやま公園の位置づけ

玉野市及び岡山県の関連計画における道の駅みやま公園の位置づけについて整理する。

##### 玉野市地域防災計画（R5.4）における道の駅の位置づけ

本編	地域の防災拠点（防災機能を有する道の駅） <ul style="list-style-type: none"> <li>・物資等の集積基地：深山公園</li> <li>・救急、救援の活動基地：深山公園</li> <li>・地域内輸送拠点候補地：深山公園</li> </ul>
資料編	指定緊急避難場所（地震・津波屋外避難場所）：深山公園 指定避難所：深山センターハウス ヘリコプター臨時離着陸場：深山公園駐車場、深山公園親水広場

## 岡山県地域防災計画（R5.2）における道の駅の位置づけ

風水害等対策編	地域の防災拠点（防災機能を有する道の駅）
地震・津波災害対策編	地域の防災拠点（防災機能を有する道の駅）
原子力災害等対策編	—
資料編	指定避難所*：深山公園（センターハウス） 広域避難場所*：深山公園 地震時待避場所*：深山公園 津波避難場所*：深山公園 ヘリコプター離発着場：深山公園駐車場

※は玉野市 HP へのリンク

## 岡山県災害時広域受援・市町村支援計画（R5.4策定）における道の駅の位置づけ

—	主な防災拠点（道の駅「みやま公園」、消防庁、警察庁、国交省(TEC-FORCE)の広域進出拠点）
---	--

## (2)基本方針

災害発生時、道の駅が所要の防災機能を迅速かつ円滑に発揮することを目的として、以下の方針とする。

- ・ 道の駅被災時に、安否確認を最優先で行い、次に施設の被災状況の確認を行う。
- ・ 道の駅非被災時に、防災拠点機能を最優先として初動対応を行う。

## 道の駅が被災しており稼働不可能な場合

災害により、道の駅が被災した場合、道の駅利用者及び従業員の安全確認・安全確保を行う。その後、施設の復旧活動や利用者（避難者）への情報提供などの対応を行う。

## 道の駅が被災しているが稼働可能な場合

災害により、道の駅が被災した場合、道の駅利用者及び従業員の安全確認・安全確保を行う。その後、施設の復旧活動や利用者（避難者）への情報提供などの対応を行う。また、地域の防災拠点機能を担うための対応を行う。

さらに余力が確認できた場合には、県内他地域及び四国への広域的な救援活動や物資供給の拠点などの広域防災拠点機能を担うための対応を行う。その後、応急対策活動を行いながら生活拠点機能の早期再開に向けて活動を行う。

**道の駅が被災していない場合**

災害発生時に道の駅が被災していない場合、玉野市民等の指定緊急避難場所、指定避難所などの防災拠点機能を最優先として初動対応を行う。また、県内他地域及び四国への広域的な救援活動や物資供給の拠点などの広域支援拠点機能を担う。



## 2.2 運用体制

### 2.2.1 運用体制

道の駅は、災害発生時に自治体の防災拠点としての機能発揮が求められるため、道の駅設置者と道路管理者及び道の駅管理運営者等が行動の連携を図る体制を構築して運用する。なお、情報伝達が可能にできるか確認するための訓練を定期的に行う必要がある。

#### (1)関係者の主な役割

表 2-1 道の駅 BCP 運用に向けた関係者の主な役割

主体	主な役割
道の駅管理運営者 (みどりの館みやま、公園緑化協会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道の駅」内での陣頭指揮を行い、行動計画に基づく重要業務を遂行する。</li> <li>・玉野市、岡山国道事務所及びインフラ組織等との行動連携を図る。</li> </ul>
道の駅設置者（玉野市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅管理運営者との行動連携を図り、協定等を締結する。</li> <li>・岡山国道事務所との相互連携を図る。</li> <li>・火災や事故等に関して、消防・警察との連絡・調整を行う。</li> <li>・広域被災時において、岡山県との連絡・調整を行う。</li> </ul>
道路管理者（岡山国道事務所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅管理運営者との行動連携、玉野市との相互連携を図る。</li> </ul>
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域被災時において、玉野市との連絡・調整を行い、自衛隊及び国土交通省（TEC-FORCE）に対して要請を行う。</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域被災時において、岡山県の要請を受け支援を行う。</li> </ul>
国土交通省（TEC-FORCE）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域被災時において、岡山県又は玉野市の要請を受け支援を行う。</li> </ul>
消防・警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災や事故等に関して、玉野市との連絡・調整を行う。</li> </ul>
電気・通信・ガス・水道等のインフラ組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時のインフラ確保に関して、道の駅管理運営者の支援連携を行う。</li> </ul>
取引会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災時の商品・調達先確保に関して、道の駅管理運営者の支援連携を行う。</li> </ul>

## (2)運用体制図

前頁の運用体制について、運営体制図を示す。

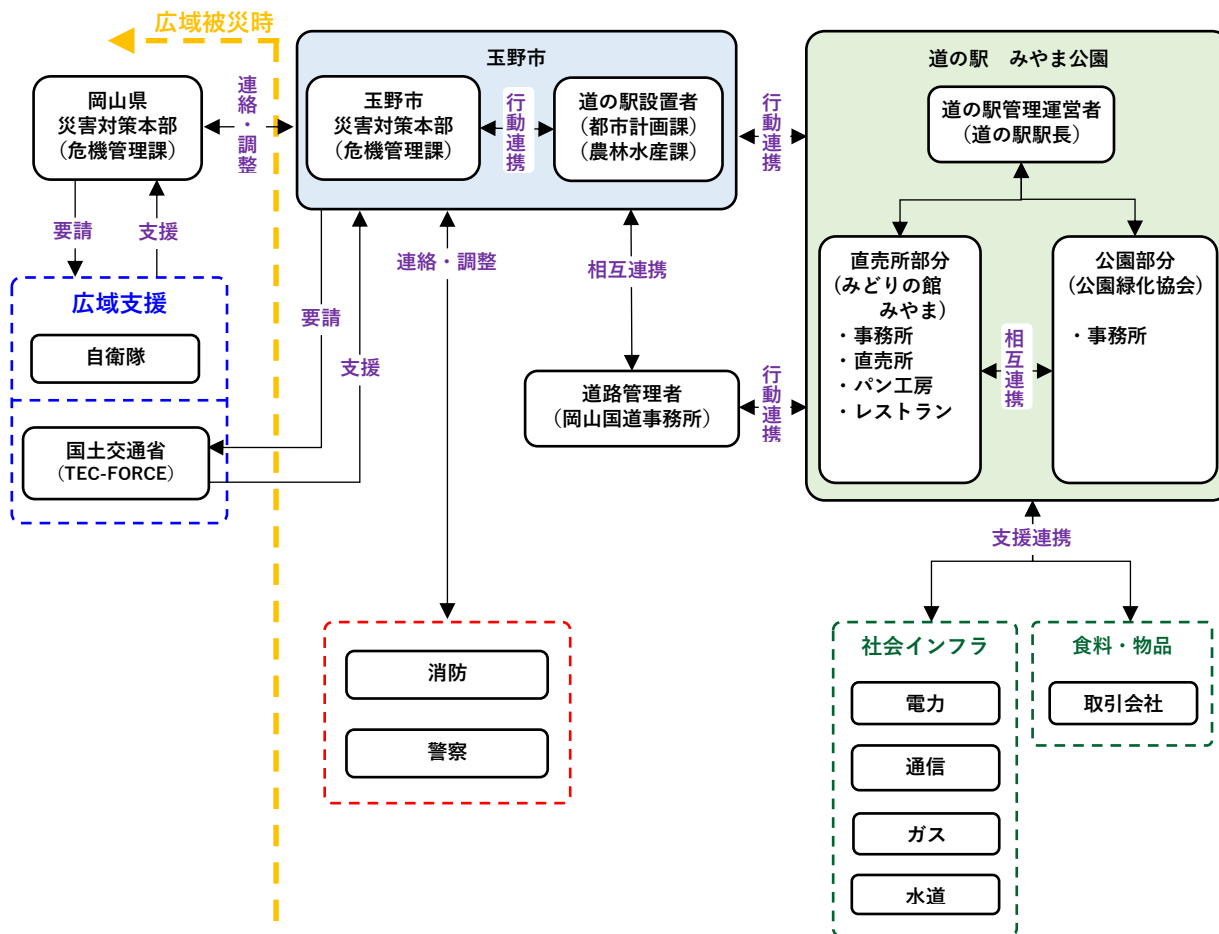


図 2-1 運用体制図

### 2.2.2 協定等の締結状況

主体	協定相手、協定の名称
玉野市	国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所 ・災害時における道の駅施設使用に関する協定 (R2.3.13 締結)

## 2.3 危機事象・被害状況の想定

### 2.3.1 危機事象

危機事象は、「道の駅」に係る施設や設備が使えなくなることや、従業員等が出社できなくなる事態が発生する大規模な災害等の発生を考える。「玉野市地域防災計画（R5.4）」や「玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画（R5.4）」に記載されている「市災害対策本部の設置」、「岡山県地域防災計画（R4.2）」に記載されている「県災害対策本部の設置」が対象としている災害等について、BCPの対象とする危機事象とする。

#### 玉野市災害対策本部の設置

##### 玉野市地域防災計画（R5.4、p.2-63）

非常体制（市災害対策本部の体制）をとる基準は次のとおりとする。

#### 1) 風水害等

- ①高潮警報（警戒レベル4相当）が発表されたとき
- ②土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき
- ③倉敷川水位（彦崎水位観測所）が氾濫危険水位（警戒レベル4水位）に達したとき
- ④特別警報（警戒レベル5相当）が発表されたとき
- ⑤相当規模の災害が発生し、又は相当規模の災害発生が予測されるとき

#### 2) 地震・津波

- ①震度5強以上の地震が市内で発生したとき
- ②大津波警報が発表されたとき
- ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき

##### 玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画（R5.4、p.3）

南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに玉野市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

### 岡山県災害対策本部の設置

#### 岡山県地域防災計画（R5.2、風水害等対策編、p.105）

県災害対策本部は、次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、知事が必要と認めたときに設置する。

- （ア）県下に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報・特別警報が発表されたとき。
- （イ）警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。
- （ウ）豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。
- （エ）県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。
- （オ）県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。

#### 岡山県地域防災計画（R5.2、地震・津波災害対策編、p.196）

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・県下に震度5強以上の地震が発生したとき。
- ・その他知事が必要と認めるとき。

イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、消防庁等関係機関に報告する。

気象警報等の種類及び発表基準について下表に示す。これらは、暴風、大雨、大雪、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が一般の警戒を促すため発表するものである。

表 2-2 岡山地方気象台が発表する警報の種類及び発表基準

一次 細分区域	南部					北部			
	岡山 地域	東備 地域	倉敷 地域	井笠 地域	高梁 地域	新見 地域	真庭 地域	津山 地域	勝英 地域
市町村等を まとめた地 域 <sup>③</sup>									
大雨	区域内の市町村で別表 1 <sup>④</sup> の基準に到達することが予想される場合								
洪水	区域内の市町村で別表 2 <sup>⑤</sup> の基準に到達することが予想される場合								
暴風 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s				20m/s	20m/s			
暴風雪 (平均風速)	陸上 20m/s、海上 25m/s 雪を伴う				20m/s 雪を伴う	20m/s 雪を伴う			
大雪 12 時間降雪 の深さ	吉備中央町 を除く地 域：10cm  吉備中央 町：25cm	10cm			25cm	平地 25cm  山地 45cm			
波浪 (有義波高)	2.5m				—	—			
高潮	区域内の市町村で別表 5 <sup>⑥</sup> の基準に到達することが予想される場合								

出典：気象庁ホームページ

③ 市町村等をまとめた地域：気象庁ホームページ参照（玉野市は、岡山地域）

④ 別表 1：気象庁ホームページ参照（玉野市は、表面雨量指数基準 14、土壌雨量指数基準 104）

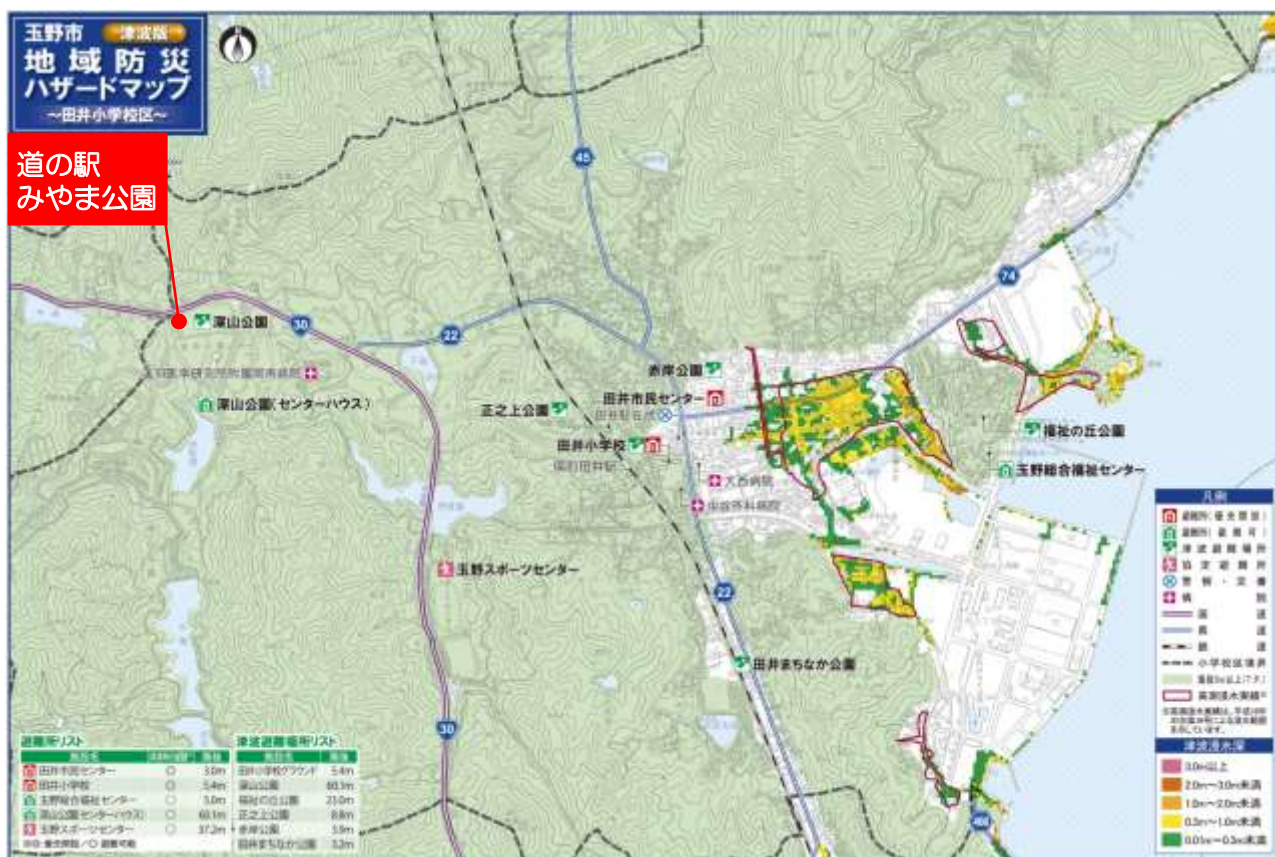
⑤ 別表 2：気象庁ホームページ参照（玉野市は、流域雨量指数基準 宇藤木川流域=4.5）

⑥ 別表 5：気象庁ホームページ参照（玉野市は、潮位 1.9m）



## (2)津波

海岸より離れており、海拔 60m であることから、センターハウスが指定避難所<sup>⑦</sup>、道の駅が指定緊急避難場所<sup>⑧</sup>として指定されている。

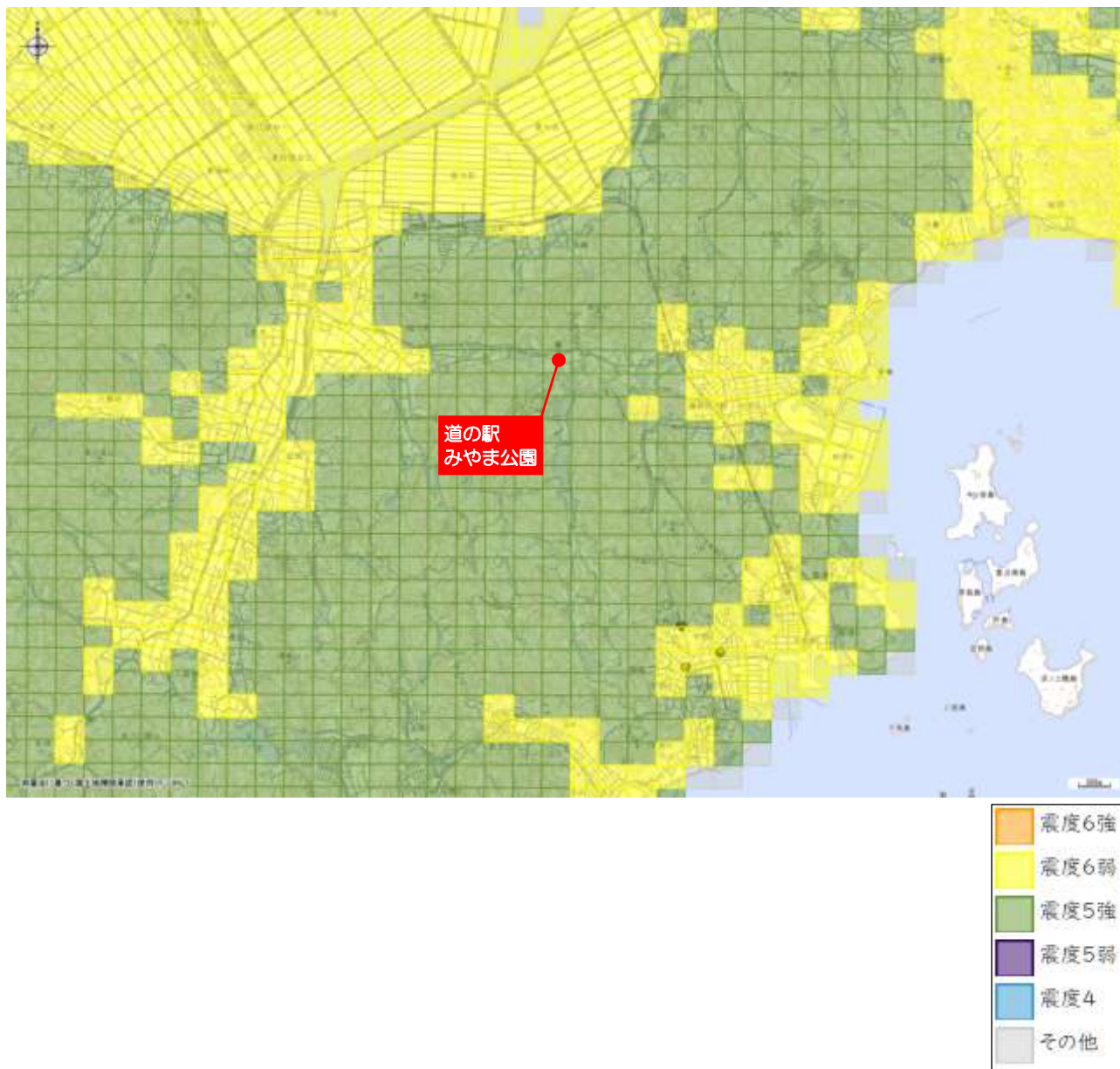


⑦ 指定避難所：災害の危険性があり避難した人を災害の危険性がなくなるまでの必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった人を一時的に滞在させるための施設。

⑧ 指定緊急避難場所：津波が押し寄せた際、一時的に避難をする公園や学校のグラウンドなどの広場。

### (3)地震

「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布では、道の駅みやま公園周辺は震度 5 強に想定されている。宇野港周辺、岡山市方面では震度 6 弱と想定されている。

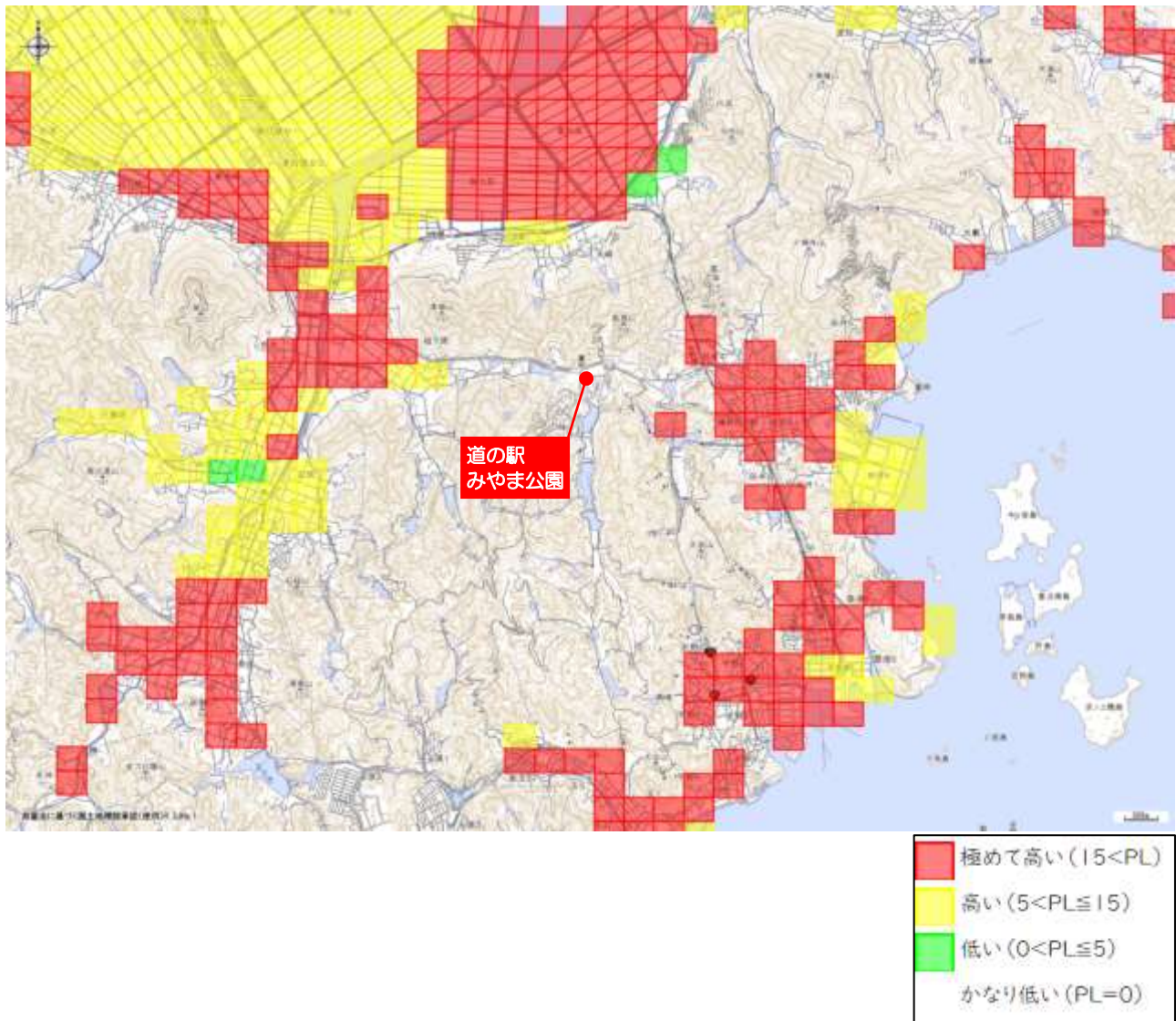


出典：おかやま全県統合型 GIS



#### (4)液状化

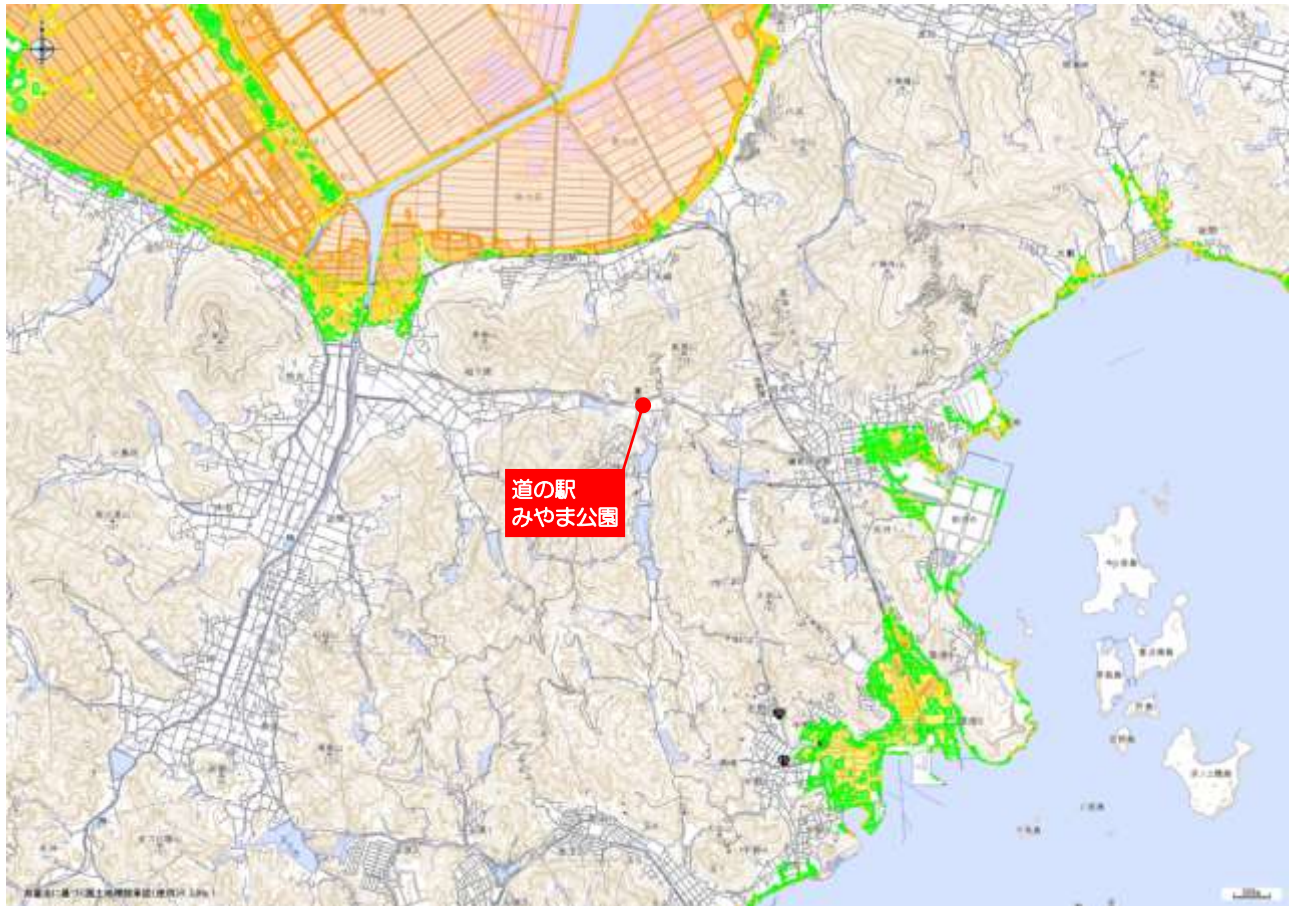
「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の液状化の危険度は、道の駅みやま公園周辺はかなり低く、宇野港周辺、岡山市方面では高くなっている。



出典：おかやま全県統合型 GIS

## (5)津波

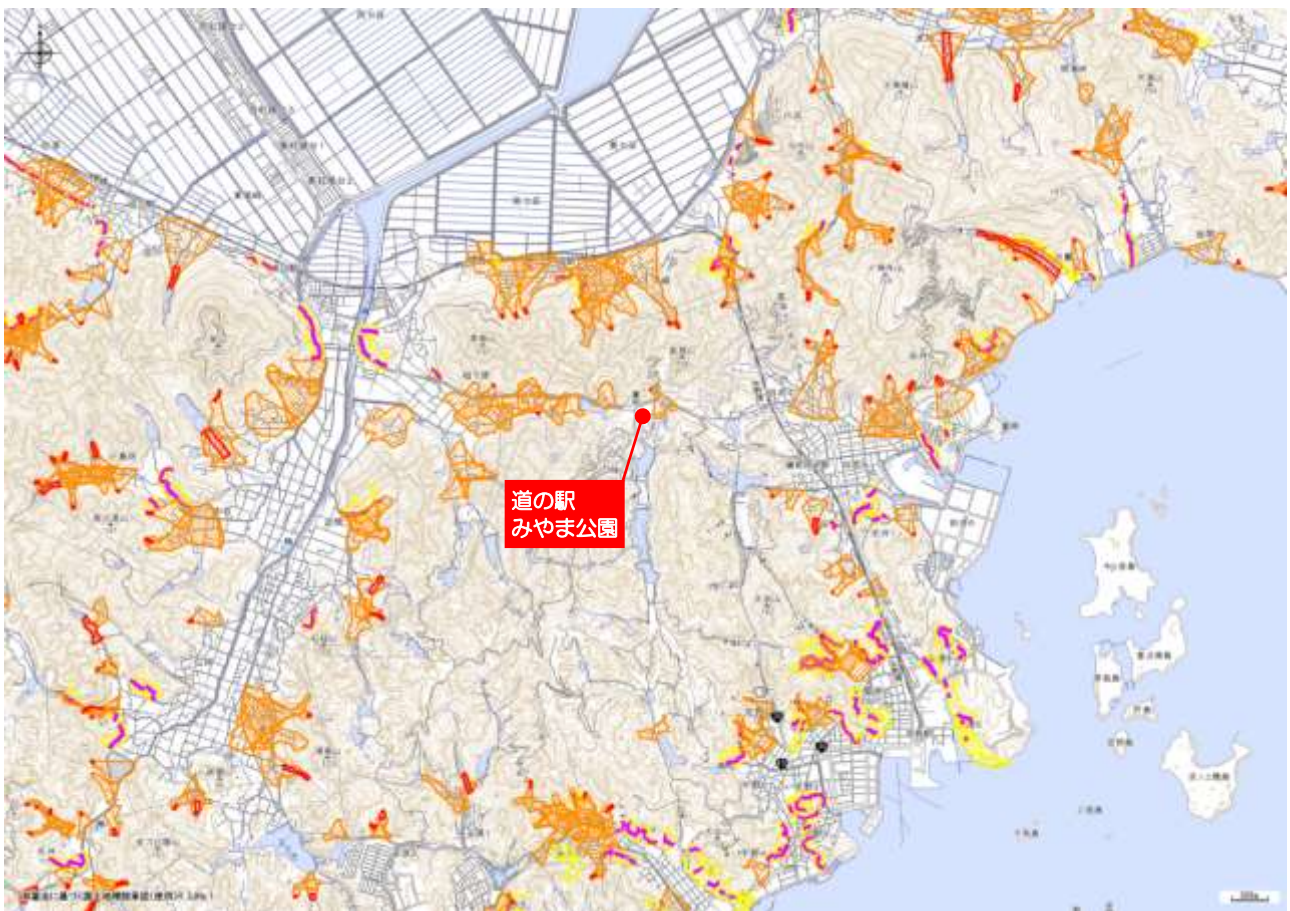
「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の津波浸水は、道の駅みやま公園周辺では想定されていない。玉野市の宇野港、岡山市の児島湾などからの浸水が想定されている。



出典：おokayama全県統合型 GIS

### (6)土砂災害警戒区域・特別警戒区域

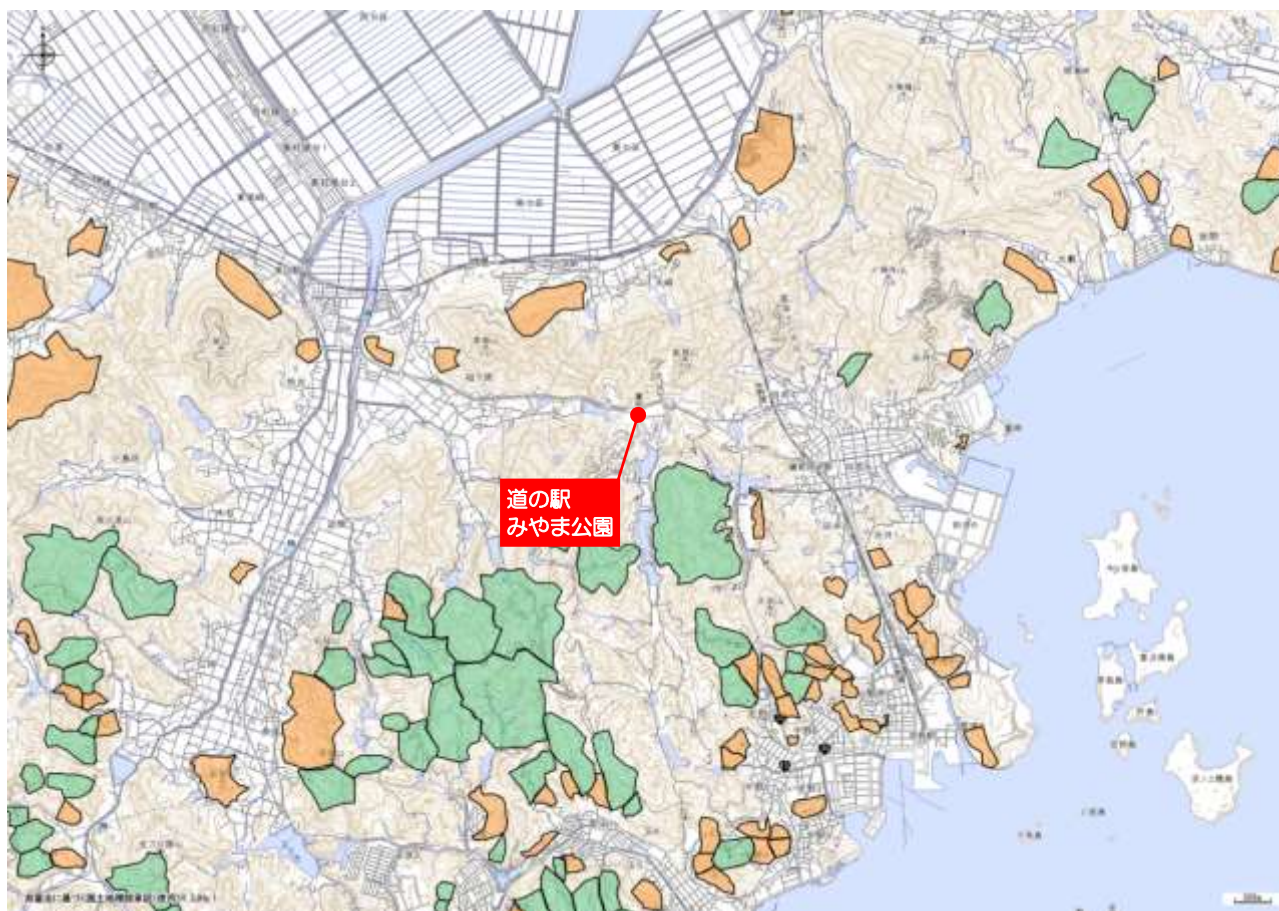
道の駅みやま公園周辺には、土石流の警戒区域が設定されている。



出典：おかやま全県統合型 GIS

### (7) 山地災害危険地区

道の駅みやま公園の南側に広範囲で崩壊土砂流出危険地区が設定されている。



山腹崩壊危険地区	
<input checked="" type="checkbox"/>	山腹崩壊危険地区
地すべり危険地区	
<input checked="" type="checkbox"/>	地すべり危険地区
崩壊土砂流出危険地区	
<input checked="" type="checkbox"/>	崩壊土砂流出危険地区

出典：おokayama全県統合型 GIS

**(8)洪水浸水想定区域(想定最大規模)**

道の駅みやま公園周辺には想定されていないが、岡山市では広範囲で想定されている。



出典：おかやま全県統合型 GIS

## 2.4 重要業務の抽出

### 2.4.1 大規模災害発生時の重要業務

重要業務は、初動対応と道の駅みやま公園の有する防災拠点機能を踏まえた災害の応急対策活動に関する業務を下表に整理する。

表 2-3 重要業務一覧

項目	重要業務	道の駅の状況		業務の概要	運営管理者		基本的な考え方
		被災なし	被災あり		道の駅 (みどりの館みやま)	公園 (玉野市公園緑化協会)	
初動対応	安否確認	○	○	来訪者・従業員の安否確認	◎	○	・道の駅区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認 ・夜間等営業時間外の場合、道の駅代表者より緊急連絡網にて従業員の安否確認
		-	○	負傷者の救助・救護	◎	○	・発災により負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 ・救急を要する場合、速やかに救急救援を要請
	二次災害の防止	○	○	建物・設備の被災状況の確認	◎	○	・発災後の来訪者への避難場所や飲食料の提供、新たな避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための建物・設備点検
		-	○	消火活動	◎	○	・迅速な初期消火により延焼を防止 ・状況により、119番通報
	災害設備の起動	-	□	災害用トイレの設置	□	-	・道の駅運営管理者が主体となって設置
		-	-	非常用発電機の起動	-	-	・国管理の施設・トイレ等の電源確保（自動起動、自動停止）
	避難場所の開設準備	-	-	避難場所の開設準備	-	-	・玉野市が対応
	避難場所への誘導・受入れ	□	△	避難場所への誘導・受入れ	□	-	・道の駅来訪者を速やかに避難場所である駐車場等に誘導
	災害用備蓄の搬出・配布	□	△	災害用備蓄の搬出・避難者への配布	□	-	・来訪者への食料、飲料水等の配布
	応急対策活動	利用者や関係機関等への情報発信・共有	○	○	関係機関等への情報発信・共有	○	-
○			○	利用者への情報発信・共有	○	-	・道の駅区域内に避難している来訪者への、現在の状況の周知 ・道の駅区域内に避難している来訪者への、駐車車両の移動などの協力要請
○			○	周辺への状況提供	○	-	・道の駅区域内に避難している地域住民への、現在の状況の周知
防災拠点自動車駐車場の点検・確保		□	□	緊急活動スペースの点検	□	-	・発災後の近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を点検 ・各スペースの確保は玉野市が対応、玉野市の指示を受けて道の駅運営管理者も対応
		□	□	緊急活動スペースの確保	-	-	
		□	□	災害備蓄スペースの点検	□	-	
		□	□	災害備蓄スペースの確保	-	-	
		□	□	災害活動車両の駐車スペースの点検	□	-	
ヘリポートの点検・確保		□	□	ヘリポートの点検	□	□	・発災後の自衛隊等による広域的な救援活動等に資するヘリポートを点検 ・ヘリポートの確保は玉野市が対応、玉野市の指示を受けて道の駅運営管理者も対応
		□	□	ヘリポートの確保	-	-	
事業再開への取組	食料品の早期販売再開	○	○	再開に向けた対応戦略	○	-	・建物・設備の被災状況の確認結果をふまえて、何を・どのように再開するか戦略立案
		○	○	人員、スペース、商品の確保	○	-	・食料品の販売再開をするための人員、スペース、商品を確保
		○	○	建物・設備の修理等手配	○	-	・自治体、銀行、保険会社へ被災状況を連絡

○：実施 ◎：実施とりまとめ △：状況によって実施 □：要請があれば実施 -：実施しない

## 2.4.2 感染症の予防や拡大防止対策

感染症の流行や拡大が懸念される状況下でも、社会の安定に必要な道の駅の機能を維持するための対策を下表に整理する。

重要業務	業務の概要	基本的な考え方
感染症の予防や 拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理や衛生管理、各施設の消毒等を徹底し、感染症予防や拡大を防止</li> </ul>
	体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救援要請	
	担当施設の消毒	

### 具体的な内容

#### ■ビニールシートの設置

- ・ビニールシートを設置し、飛沫感染のリスクを避ける

#### ■キャシュトレーの利用

- ・キャシュトレーを利用し、金銭授受の際の接触を極力避ける

#### ■ソーシャルディスタンスの確保

- ・レジ前の床に一定の距離を保つ目印をつけて密集を避ける

#### ■その他

- ・従業員のマスク着用
  - ・お客様用消毒液の設置
  - ・施設内換気対策
  - ・施設内消毒
  - ・イベントの中止
  - ・店内での飲食禁止
  - ・レストラン等の座席間隔の確保
- 等

## 2.5 必要資源の現状把握

### 2.5.1 人的資源(通常人員と参集可能人員)

道の駅みやま公園における通常の勤務人員、および発災時の重要業務に関わることが可能な参集人員を示す。

#### (1) 開店時営業日の営業時間内(日中 9:00～17:00)

単位：人

部門	通常勤務	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
みどりの館みやま 事務所	3	3	3	3	3
みどりの館みやま 直売所	3	3	3	3	3
みどりの館みやま パン工房	2	2	2	2	2
みどりの館みやま レストラン	2	2	2	2	2
玉野市公園緑化協会 事務所	5	5	6	6	6
計	15	15	16	16	16

#### (2) 営業日の営業時間外(夜間 17:00～9:00)

単位：人

部門	通常勤務外	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
みどりの館みやま 事務所	0	2	3	3	3
みどりの館みやま 直売所	0	3	3	3	3
みどりの館みやま パン工房	0	2	2	2	2
みどりの館みやま レストラン	0	1	1	1	1
玉野市公園緑化協会 事務所	0	2	6	6	6
計	0	10	15	15	15



**(3) 定休日の日中(9:00~17:00)**

単位：人

部門	通常勤務外	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
みどりの館みやま 事務所	0	2	3	3	3
みどりの館みやま 直売所	0	3	3	3	3
みどりの館みやま パン工房	0	2	2	2	2
みどりの館みやま レストラン	0	1	1	1	1
玉野市公園緑化協会 事務所	0	2	6	6	6
計	0	10	15	15	15

**(4) 定休日の夜間(17:00~9:00)**

単位：人

部門	通常勤務外	発災後 1 時間	発災後 3 時間	発災後 6 時間	発災後 12 時間
みどりの館みやま 事務所	0	2	3	3	3
みどりの館みやま 直売所	0	3	3	3	3
みどりの館みやま パン工房	0	2	2	2	2
みどりの館みやま レストラン	0	1	1	1	1
玉野市公園緑化協会 事務所	0	2	6	6	6
計	0	10	15	15	15

## 2.5.2 物的資源(ライフラインのバックアップ、災害時備蓄)

道の駅みやま公園におけるライフライン、災害備蓄を示す。

### (1) ライフライン

ライフライン	対象	バックアップ	備蓄量	備考 (管理区域)
電力	施設	非常用発電機	3日分 発電量 4KVA 燃料 150L 稼働時間 72 時間 自動運転	国(トイレ、情報室、照明灯) (玉野市 発電発電器)
ガス	施設			みどりの館みやま(プロパン) 玉野市公園緑化協会
飲料水	施設・避難者	ペットボトル		玉野市
生活水	施設・避難者	貯水槽	3日分 15m <sup>3</sup>	国&玉野市(合同)
携帯電話	施設・避難者			
公衆電話	施設・避難者			NTT
Wi-Fi	施設・避難者			国
衛星電話	施設		1台	国から玉野市へ貸与

## (2)災害時備蓄

みどりの館みやま（備蓄場所は事務所および倉庫）

分類	備蓄	数量
工具等	ペンチ	2
	金づち	2
	ドライバー	5
発電・投光	投光器	1
	三脚	1
	発電機	1
	コードリール	1
燃料	ガソリン	5L
装備	カラーコーン	30
	ポール	20
	拡声器	1
	ブルーシート	5
消火、水防	消火器	10
救護	救急箱	1
	消毒液	1
生活	レジ袋	10000
	ゴミ袋	45L×2000
トイレ	トイレットペーパー	100
食料、飲料	災害用自動販売機	2
	冷凍パン	500

## 玉野市公園緑化協会（備蓄場所はセンターハウスおよび作業員詰所）

分類	備蓄	数量
工具等	スコップ	61
	バール	4
	ロープ	15本以上
	手動ドライバー	+10・-12
	電動ドライバー	3
	ペンチ	11
	金づち	11
	大ハンマ	3
	電動ハンマ	1
	チェーンソー	11
	コンプレッサー	1
	草刈機	9
	ブロアー	3
	チェーンブロック・三脚	1
発電・投光	投光器	3
	発電機	2
	コードリールドラム	10
	延長コード	7
	懐中電灯（電池）	7
燃料	ガソリン	20L×5、5L×1
	オイル（混合用）	20L×4
装備	カラーコーン（重り付き）	60
	カラーコーン用バー	35
	バリケード	44
	土嚢袋	85
	ブルーシート	1.8×20、2.0×4
	双眼鏡	5
	拡声器（電池）	1
	音響設備	1
	軽トラック	平2、ダンプ2
消火、水防	消火器	7
	簡易タンク	2
	エンジンポンプ	2
救護	救急箱	1
	消毒液	1
	布巾	5
	板	5
	AED	1
生活	携帯充電器	4

	ごみ袋	45L×5800 枚
	自転車	78
トイレ	トイレトーパー	254ロール
食料、飲料	なし	

### 玉野市危機管理課（備蓄場所は防災倉庫）

分類	備蓄	数量
工具等	なし	-
発電・投光	なし	-
燃料	なし	-
装備	駐車場進入禁止看板	2組
消火、水防	なし	-
救護	折りたたみ担架	※ 1台
生活	毛布（負傷者用）	※ 10枚
	ラジオ（電池）	1台
トイレ	防災トイレ用付属物	14基分
食料、飲料	アルファ米	※ 100食
	飲料水	※ 0.5L×100本

※：玉野市消防庁舎・防災センターに別の備蓄有り（道の駅みやま公園と隣接）

### 2.5.3 その他資源

その他の資源については、様式で整理する。

## 第3章 重要業務の行動計画

### 3.1 重要業務の行動計画の目的

「2.4 重要業務の抽出」で抽出した重要業務（初動対応と道の駅の有する防災拠点機能を踏まえた災害の応急対策活動に関する業務）を対象に、発災後の被害や影響を踏まえた行動計画を策定することにより、安全性を確保した上での災害対応及び事業再開活動が可能になる。

## 3.2 重要業務の開始目標時間

重要業務の開始目標時間を示す。

優先度	開始目標時間	重要業務	業務の概要	発生直後～3 時間	応急対策～2 日	復旧復興～2 週間
高 ↓	【初動対応】 概ね 3 時間以内	安否確認	来訪者・従業員の安否確認	発災 20 分以内		
			負傷者の救助・救護	発見後 10 分以内、緊急連絡 1 分以内		
		二次災害の防止	建物・設備の被災状況の確認	0-1 対応後、避難誘導後 30 分以内		
			消火活動	発見後速やかに開始し 5 分以内		
		災害設備の起動	災害用トイレの設置	発災 120 分以内		
			非常用発電機の起動	自動起動・自動停止		
		避難場所の開設準備	避難場所の開設準備 ※玉野市が対応	災害が発生・予想される場合、直ちに		
		避難場所への誘導・受入れ	1 次避難場所（駐車場）への誘導、受入	発災 10 分以内に確保、20 分以内に誘導		
	災害用備蓄の搬出・配布	災害用備蓄の搬出・避難者への配布（玉野市）	発災 120 分以内に搬出、180 分以内に配布			
	【応急対策活動】 概ね 1 日以内	利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有（玉野市）	発災 60 分以内		
			周辺への情報提供（玉野市）	発災後適宜		
		防災拠点自動車駐車場の点検・確保	緊急活動スペースの点検・確保 ※確保は玉野市が対応		発災 1 日以内（点検）（確保）※	
			災害備蓄スペースの点検・確保 ※確保は玉野市が対応		発災 1 日以内（点検）（確保）※	
	災害活動車両の駐車スペースの点検・確保 ※確保は玉野市が対応			発災 1 日以内（点検）（確保）※		
	ヘリポートの点検・確保	ヘリポートの点検・確保 ※確保は玉野市が対応		発災 1 日以内（点検）（確保）※		
	【事業再開への取組】 概ね 3 日以内	食料品の早期販売再開	再開に向けた対応戦略の立案			
			人員、スペース、商品の確保		発災 3 日以内	
			建物・設備の修理等手配			
優先度	開始目標時間	重要業務	業務の概要	発生直後～3 時間	応急対策～2 日	復旧復興～2 週間
都度	【感染症の予防や 拡大防止策】 その都度 （継続的に対応）	感染症の予防や拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の立案	発災後速やかに開始		
			体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救援要請	発災後速やかに開始		
			担当施設の消毒	発災後速やかに開始		

※3、4 の（確保）：岡山県からの要請を受け、玉野市が道の駅運営管理者へ指示し、道の駅運営管理者と協力して速やかに開始し、受け入れ時間までに完了する。





地理院地図航空写真を使用

図 3-1 防災設備配置

## 3.3 重要業務の行動計画

### 3.3.1 【初動対応】安否確認、二次災害の防止、災害用設備の起動

#### (1) 来訪者・従業員の安否確認

業務名	来訪者・従業員の安否確認
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅区域内をくまなく点検し、来訪者・従業員の安否を速やかに確認</li> <li>・夜間等営業時間外の場合、道の駅代表者より緊急連絡網にて従業員の安否を確認</li> </ul>
目標時間	発災後、速やかに開始し、20分以内に完了
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①館内放送で安否確認指示</li> <li>②各部門からの報告を集約</li> <li>③被害チェックリスト（様式-5）に情報集約</li> </ul> <p>みどりの館みやま各部門リーダー（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①部門従業員の安全の相互確認</li> <li>②部門担当エリア巡回・安全確認</li> <li>③人的被災状況を駅長に報告</li> </ul> <p>玉野市公園緑化協会（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①従業員の安全の相互確認</li> <li>②担当エリア巡回・安全確認</li> <li>③人的被災状況を駅長に報告</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員緊急時連絡網（様式-1）</li> <li>・各部門担当エリア図（様式-2）</li> <li>・被害チェックリスト（様式-5）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応</li> </ul>

## (2) 負傷者の救助・救護

業務名	負傷者の救助・救護
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発災により負傷者が発生した場合、症状に応じた適切な処置を実施</li> <li>・ 救急を要する場合、速やかに救急救援を要請</li> </ul>
目標時間	負傷者発見後、速やかに開始し、10分以内に完了
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被害チェックリスト（様式-5）に情報集約</li> </ul> <p>みどりの館みやま各部門リーダー（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 軽傷者応急措置</li> <li>② 重傷者は救急に通報</li> <li>③ 処置結果を駅長に報告</li> </ul> <p>玉野市公園緑化協会（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 軽傷者応急措置</li> <li>② 重傷者は救急に通報</li> <li>③ 処置結果を駅長に報告</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各部門担当エリア図（様式-2）</li> <li>・ 被害チェックリスト（様式-5）</li> <li>・ 災害時連絡先一覧（様式-6）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応</li> </ul>

**(3) 二次災害の防止(建物・設備の被災状況の確認)**

業務名	建物・設備の被災状況の確認
業務の概要	・発災後の建物点検、およびライフライン等の損傷による火災等の二次災害の防止を目的とした設備点検
目標時間	人的被害確認、救急救命対応、来訪者避難誘導後、30分以内に完了
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <p>①被害チェックリスト(様式-5)に情報集約</p> <p>みどりの館みやま各部門リーダー(不在時は発災時出勤者)</p> <p>①部門担当エリア巡回・被災確認</p> <p>②被災状況を駅長に報告</p> <p>玉野市公園緑化協会(不在時は発災時出勤者)</p> <p>①部門担当エリア巡回・被災確認</p> <p>②被災状況を駅長に報告</p>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門担当エリア図(様式-2)</li> <li>・被害チェックリスト(様式-5)</li> </ul>
課題	・急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応

**(4)二次災害の防止(消火活動)**

業務名	消火活動
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な初期消火により延焼を防止</li> <li>・状況により、119番通報</li> </ul>
目標時間	火災発見後、速やかに開始し、5分以内に完了
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被害チェックリスト（様式-5）に情報集約</li> </ul> <p>みどりの館みやま各部門リーダー（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発生現場を駅長に報告</li> <li>②初期消火・消防へ通報</li> <li>③活動結果を駅長に報告</li> </ul> <p>玉野市公園緑化協会（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①発生現場を駅長に報告</li> <li>②初期消火・消防へ通報</li> <li>③活動結果を駅長に報告</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導経路図（様式-3）</li> <li>・消火機材設置箇所図（様式-4）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器の使用訓練未実施の従業員</li> </ul>

**(5) 災害設備の起動(災害用トイレの設置)**

業務名	災害用トイレの設置
業務の概要	・ 来訪者、従業員等へのトイレ使用環境の提供
目標時間	発災 120 分以内
責任者 実施体制 実施内容	道の駅運営管理者 ①必要に応じて道の駅運営管理者が主体となって設置する。 ②防災倉庫から資機材を搬送し、災害用トイレ（マンホールトイレ）を設置する。
関連様式	・ 災害用設備配置図（様式-7） ・ 災害用トイレ設置手順（マニュアル）
課題	・ 強風時、降雨時における災害用トイレの運用 ・ 時間経過に伴う衛生面の悪化への対応

**(6) 災害設備の起動(非常用発電機の起動)**

業務名	非常用発電機の起動
業務の概要	・ 災害時の電源を確保する。
目標時間	（自動起動・自動停止）
責任者 実施体制 実施内容	道の駅駅長 ①非常用発電機に異常がある場合、岡山国道事務所に連絡 ②必要に応じて可搬型発電機を起動する
関連様式	・ 災害用設備配置図（様式-7）
課題	—

### 3.3.2 【初動対応】避難場所の開設準備、避難場所への誘導・受入れ、災害用備蓄の搬出・配布

#### (1) 避難場所の開設準備

業務名	避難場所の開設準備
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難場所の確保のため、建物、設備の被災状況を確認し、玉野市に開設可能であることを連絡</li> </ul>
目標時間	建物・設備の被災状況の確認後
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <p>①玉野市からの指示を受け、避難場所（指定避難所、指定緊急避難場所）の被災状況を確認する。</p> <p>②建物点検後、下記の順に開設が可能であることを玉野市に連絡。その後玉野市が開設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>深山センターハウス（指定避難所）</li> <li>屋外の安全スペース（指定緊急避難場所）</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部門担当エリア図（様式-2）</li> <li>被害チェックリスト（様式-5）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応</li> </ul>

## (2) 避難場所への誘導・受入れ

業務名	避難場所への誘導・受入れ
業務の概要	・「道の駅」来訪者等を速やかに第1避難場所である駐車場に誘導
目標時間	発災後、10分以内に場所を確保し、20分以内に誘導完了
責任者 実施体制 実施内容	<p>◎発災直後は、「道の駅」来訪者等を速やかに第一避難場所である駐車場に誘導。その後、道の駅の建物点検で異常がない場合は道の駅建屋内に設置・誘導。道の駅に異常があれば深山センターハウスに設置、誘導。双方とも異常があれば屋外の安全スペースに設置、誘導。</p> <p>(1) 仮設救護所の設営 (③道の駅駅長、①②各部門リーダー)</p> <p>①軽傷者の応急処置 (救急箱、ブルーシート、カラーコーン、貼紙)</p> <p>②中軽傷者、重傷者の担架による移動と救急通報 (担架、衛星携帯電話) (来訪者の協力を仰ぐことも必要)</p> <p>③その後、玉野市へ報告する。</p> <p>(2) 指定避難場所の誘導 (③道の駅駅長、①②各部門リーダー)</p> <p>①避難者の避難場所への誘導</p> <p>②避難者数の確認、とりまとめ</p> <p>③その後、玉野市へ報告する。</p>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門担当エリア図 (様式-2)</li> <li>・避難誘導経路図 (様式-3)</li> </ul>
課題	・急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応



**(3)災害用備蓄の搬出・配布**

業務名	災害用備蓄の搬出、避難者への配布（短期的な備蓄の対応）
業務の概要	・ 来訪者への食料、飲料水等の配布
目標時間	発災後、120分以内搬出、180分以内に配布
責任者 実施体制 実施内容	みどりの館みやま各部門リーダー ①店舗や自販機の食料、飲料水の提供（道の駅駅長管理会社も協力）
関連様式	—
課題	・ 災害用備蓄の確保、売店の食料・飲料水の提供 ・ 災害時における各店舗の飲食物拠出の協定書締結

### 3.3.3 【応急対策活動】利用者や関係機関等への情報発信・共有

#### (1) 利用者や関係機関等への情報発信・共有(利用者や関係機関等への情報発信・共有)

業務名	関係各所への情報伝達
業務の概要	・「道の駅」の人的被災、設備被災を踏まえた、速やかな支援要請
目標時間	発災後、60分以内に完了
責任者	道の駅駅長
実施体制	①「被害チェックリスト」をもとに、玉野市に被災状況を伝達
実施内容	②「被害チェックリスト」をもとに、玉野市消防本部に被災状況を伝達
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害チェックリスト（様式-5）</li> <li>・災害時連絡先一覧（様式-6）</li> </ul>
課題	・急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応

#### (2) 利用者や関係機関等への情報発信・共有(周辺への情報提供)

業務名	周辺への情報提供
業務の概要	・「道の駅」内に避難している地域住民や来訪者への現在の状況の周知
目標時間	発災後、適宜実施
責任者	道の駅駅長
実施体制	①「被害チェックリスト」をもとに、各部門リーダー、玉野市公園緑化協会は情報を共有
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>②館内放送等で現在の状況を周知</li> <li>③状況に応じて適宜、館内放送を実施</li> </ul>
関連様式	—
課題	

### 3.3.4 【応急対策活動】防災拠点自動車駐車場の点検・確保

#### (1) 防災拠点自動車駐車場の点検・確保

業務名	防災拠点自動車駐車場の点検・確保（緊急活動スペースの点検・確保）
業務の概要	・発災後の玉野市及び近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を点検、確保
目標時間	（１）点検：発災後、１日以内に完了 （２）確保：岡山県からの要請を受け、玉野市が道の駅運営管理者へ指示し、道の駅運営管理者と協力して速やかに開始し、受け入れ時間までに完了。また、玉野市から岡山国道事務所へ連絡
責任者 実施体制 実施内容	（１）点検：道の駅駅長 （２）確保：玉野市、道の駅運営管理者
関連様式	・各部門担当エリア図（様式-2） ・災害用設備配置図（様式-7）
課題	・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置方法 ・存置一般車両の移動対策

**(2) 防災拠点自動車駐車場の点検・確保(災害備蓄スペースの点検・確保)**

業務名	防災拠点自動車駐車場の点検・確保
業務の概要	・発災後の玉野市及び近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を点検、確保
目標時間	(1) 点検：発災後、1日以内に完了 (2) 確保：岡山県からの要請を受け、玉野市が道の駅運営管理者へ指示し、道の駅運営管理者と協力して速やかに開始し、受け入れ時間までに完了。また、玉野市から岡山国道事務所へ連絡
責任者 実施体制 実施内容	(1) 点検：道の駅駅長 (2) 確保：玉野市、道の駅運営管理者
関連様式	・各部門担当エリア図（様式-2） ・災害用設備配置図（様式-7）
課題	・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置方法 ・存置一般車両の移動対策

**(3) 防災拠点自動車駐車場の点検・確保(災害活動車両の駐車スペースの点検・確保)**

業務名	防災拠点自動車駐車場の点検・確保
業務の概要	・発災後の玉野市及び近隣地域の救援活動等に資する活動拠点を点検、確保
目標時間	(1) 点検：発災後、1日以内に完了 (2) 確保：岡山県からの要請を受け、玉野市が道の駅運営管理者へ指示し、道の駅運営管理者と協力して速やかに開始し、受け入れ時間までに完了。また、玉野市から岡山国道事務所へ連絡
責任者 実施体制 実施内容	(1) 点検：道の駅駅長 <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山県からの要請を受け玉野市が指示</li> <li>・防災拠点自動車駐車場の目視確認</li> <li>・各ドライバーに対して車両移動の依頼</li> <li>・その後、玉野市から岡山県へ引き継ぎ</li> </ul> (2) 確保：玉野市、道の駅運営管理者
関連様式	・各部門担当エリア図（様式-2） ・災害用設備配置図（様式-7）
課題	・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置方法 ・存置一般車両の移動対策

### 3.3.5 【応急対策活動】ヘリポートの点検・確保

業務名	ヘリポートの点検
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発災後の自衛隊等による広域的な救援活動等に資するヘリポートを点検</li> </ul>
目標時間	<p>(1) 点検：発災後、1日以内に完了</p> <p>(2) 確保：岡山県からの要請を受け、玉野市が道の駅運営管理者へ指示し、道の駅運営管理者と協力して速やかに開始し、受け入れ時間までに完了</p>
責任者 実施体制 実施内容	<p>(1) 点検：道の駅管理2会社、とりまとめは道の駅駅長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①岡山県からの要請を受け玉野市が指示</li> <li>②ヘリポートの目視確認</li> <li>③各ドライバーに対して車両移動の依頼</li> <li>④その後、玉野市から岡山県へ引き継ぎ</li> </ul> <p>(2) 確保：玉野市、道の駅運営管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ヘリポートの確保及び進入禁止の処置（カラーコーン、看板設置等）点検（道の駅駅長）</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部門担当エリア図（様式-2）</li> <li>・災害用設備配置図（様式-7）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広大なスペースに人や車両等が進入しないためのバリケードの設置方法</li> <li>・存置一般車両の移動対策</li> </ul>

### 3.3.6 【事業再開への取組】食料品の早期販売再開

#### (1)再開にむけた対応戦略の立案

業務名	販売再開に向けた対応戦略の立案
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次被害の防止（建物・設備の被災状況の確認）結果を踏まえて、どのように食料品の販売を再開させるかの戦略を立案</li> </ul>
目標時間	発災後 1 日以内
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建物・設備の被災状況を集約し、再開方針を立案</li> </ul> <p>販売部門リーダー（不在時は発災時出勤者）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①建物・設備の被災状況や店舗の在庫確認</li> <li>②従業員の出勤可能状況を確認</li> </ul>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害チェックリスト（様式-5）</li> <li>・商品ごとの供給会社と連絡先リスト（様式-8）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物被害が大きい場合は、解体や仮店舗等での営業再開を検討</li> </ul>

**(2) 人員、スペース、商品の確保**

業務名	人員、スペース、商品の確保
業務の概要	・食料品の販売再開をするための人員、スペース、商品を確保
目標時間	発災後 3 日以内
責任者 実施体制 実施内容	道の駅駅長 ①商品ごとの供給会社と連絡先リスト（様式-8）に情報集約  販売部門リーダー（不在時は発災時出勤者） ①人員スケジュール、販売スペースの調整 ②商品ごとの供給会社と連絡先リスト（様式-8）を踏まえて商品確保
関連様式	・商品ごとの供給会社と連絡先リスト（様式-8）
課題	・各商品の、複数の調達先確保 ・人員が不足する場合の、応援要員の招集

**(3) 建物・設備の修理等手配**

業務名	建物・設備の修理手配
業務の概要	・様式-5 のチェックリストを基に、玉野市や岡山国道事務所に連絡し、調整
目標時間	発災後 3 日以内
責任者 実施体制 実施内容	道の駅駅長 ①玉野市へ被災状況を連絡  担当従業員 ①建物損傷や設備被害ごとに修理依頼先に連絡（建物や設備の修理は市、国が担当）
関連様式	・被害チェックリスト（様式-5） ・災害時連絡先一覧（様式-6）
課題	・玉野市と連携し、必要に応じて避難所への商品供給を行う



### 3.3.7 感染症の予防や拡大防止対策

業務名	感染症の予防や拡大防止対策
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理や衛生管理、各施設の消毒等を徹底</li> <li>・国、県、市から要請があった場合、感染疑い者*発生時の速やかな対応と感染拡大防止措置の実施</li> </ul>
目標時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■感染症の予防や拡大防止対策の実施 感染症流行期に定期的に実施</li> <li>■感染疑い者の速やかな帰宅、及び、接触場所と接触者の確認 感染疑い者発生時、速やかに開始</li> <li>■担当施設の消毒 感染疑い者発生時、速やかに開始 *「感染疑い者」とは、「感染症への感染を疑われる体調不良者」を示す。</li> </ul>
責任者 実施体制 実施内容	<p>道の駅駅長</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①感染症流行期、各部門リーダーを通じて感染症対策の実施を指示</li> <li>②感染疑い者の報告を受け、各部門リーダーを通じて全職員の健康状態の確認と消毒場所の選定及び消毒実施を指示</li> <li>③玉野市、岡山国道事務所等への報告</li> </ol> <p>各部門リーダー</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①感染症流行期には部門従業員の健康管理や衛生管理を徹底</li> <li>②施設の消毒、消毒液等の設置、三密防止や換気の実施</li> <li>③感染疑い者への速やかな帰宅指示と支配人への報告</li> <li>④感染疑い者が使用した場所や触れた場所、及び、接触者の調査</li> </ol>
関連様式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員緊急時連絡網（様式-1）</li> <li>・各部門担当エリア図（様式-2）</li> <li>・従業員の感染疑い事例発生時の対応フロー（様式-9）</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急な出勤シフト変更時の「道の駅」内の連絡体制への柔軟な対応</li> </ul>

## 第4章 持続的な改善に向けた取組み方法

### 4.1 定期訓練

災害発生時に、迅速かつ円滑に優先業務を実施するために、関係機関を含めた防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図るための訓練を定期的に行う。

定期訓練は、本 BCP に基づき、安否確認や被害確認、情報伝達、資機材の起動・操作等の実働訓練とする。

定期訓練は、連絡体制等の更新が必要なものを事前に更新した上で実施するとともに、アンケート等を実施し、問題点等の洗い出しを行い、本 BCP の改善に取り組む。

表 4-1 道の駅 BCP の運用体制を踏まえた定期訓練の例

項目	内容例
<b>【支援連携の定期訓練】</b> 岡山県、玉野市・岡山国道事務所と、道の駅管理運営者が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設置者・道路運営管理者等で有する防災資機材の起動・操作訓練</li> <li>• 情報伝達訓練（内外連絡確認）等</li> </ul>
<b>【行動連携の定期訓練】</b> 道の駅管理運営者と社会インフラ機関、警察や消防等が連携して実施する訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難、消防訓練</li> <li>• 情報伝達訓練（内外連絡確認）</li> <li>• 避難支援等の行動計画訓練等</li> </ul>
<b>【管理運営者の定期訓練】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設職員を対象としたBCP研修・確認</li> <li>• 参集訓練</li> <li>• 管理運営者が有する防災資機材の起動・操作訓練</li> <li>• 安否確認等の行動計画訓練等</li> </ul>

---

## 4.2 BCP の定期的な見直し

---

本 BCP については、毎年度の訓練や災害発生時の振り返りを通して見直すものとする。  
また、想定されるハザードを設定した具体の重要業務の追加に取り組む。